

かると

選挙期日前でも、
直接投票箱に投票できる

期日前投票制度

公職選挙法の一部が改正され、新たに『期日前投票制度』が創設されました。
この制度により、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要となり、投票がしやすくなります。



みんなの一票大切に！

期日前投票制度の あらまし

◎対象となる投票

名簿登録地の市町村で行う投票
※仕事などの都合で、一時的に他市町村に居住する方は、今までどおり、投票用紙などの請求をし、選挙時に居住している市町村で不在者投票をすることになります。

◎投票期間

選挙期日の公示または告示日の翌日から選挙期日の前日まで

◎投票を行うことができる方

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる方

※事由については、従来の不在者投票と同じです。

◎投票時間

8時30分から20時まで

◎投票手続

選挙期日の投票所における投票の手続きと同じ

※ただし、投票の際には、従来の不在者投票と同じく、宣誓書に期日前投票をする事由を記入し

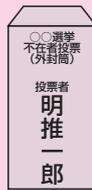
手続が簡素化され 投票がスムーズになります

従来の不在者投票

記載場所にて投票用紙への記載



投票用紙を内封筒へ



外封筒へ入れ選挙人が署名



不在者投票管理者へ提出し、外封筒に立会人が署名



投票管理者が受理を決定したものを開封



投票管理者が投票箱へ

開票所へ

期日前投票

期日前投票所にて投票用紙への記載

選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ

